

質問内容	神戸市の回答
<p>公募要領 8.特記事項(6)記載の神戸市所定の委託契約約款について、下記4点確認したい。</p>	
<p>第3条(契約保証金) 弊社は契約保証金の納付の対象事業者となるか？ 対象となる場合は、保証金の額について教えてほしい。</p>	<p>契約保証金を納付していただくか否か、またその額は、審査の上、選定された事業者の提案内容や提出資料の確認、必要に応じて聞き取り調査などを行った上で、初めて判断が可能だと考えております。</p> <p>但し、契約保証金は、あくまで「契約上の義務の不履行によって生ずる甲の損害その他乙が負担すべき債務をてん補するため」に納付いただくものです。</p> <p>本事業に関しては、選定された事業者においては損害や債務をてん補する必要がないと判断するケースが多く、令和5年度も免除する場合があります。</p>
<p>第6条(委託料) 「委託業務に係る委託料は、頭書の表第1項に定めるとおりとする。」とあるが、頭書に該当する文章、書類などがあれば、提示してほしい。</p>	<p>別添、「(参考資料)委託契約書(頭書)(案)」をご参考ください。</p> <p>なお、委託料は、公募要領1「(3)委託料」に記載の額を上限として、選定された事業者の提出する見積書を参考に決定します。</p>
<p>第21条(監督) 立会いによる監督は、社の規則によりオフィスへの立ち入りを制限しているため対応できない。立会い以外の方法での監督対応は可能か？</p>	<p>監督の方法は、原則、進捗状況報告の指示や聞き取り調査によって実施する予定です。</p> <p>しかし、本市は契約の適正な履行を確保する必要があるため(地方自治法第234条の2)、委託業者と連絡が取れないなど契約不履行が著しく懸念される場合などは、必要に応じて、立会いやその他方法による監督を行う考えです。</p>
<p>第30条(情報セキュリティポリシーなどの遵守) 神戸市情報セキュリティポリシーは、「神戸市情報セキュリティ基本方針」と「神戸市情報セキュリティ対策基準」が該当するという認識でよいか？ (参考URL) https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html</p>	<p>お見込みのとおり、神戸市情報セキュリティポリシーは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「神戸市情報セキュリティ基本方針」 ・「神戸市情報セキュリティ対策基準」 <p>からなっています。</p>

神戸市介護人材確保プロジェクト「コウベ de カイゴ」

広報等委託業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料 （部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）	〇円 （消費税及び地方消費税〇円を含む） 契約期間終了後、成果物の検査終了後に一般払いとする。
精算を行う場合の方法	
2 契約保証金（第3条関係）	
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	契約締結日から令和6年3月31日まで
債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償・無償の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;">参考</div>
委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	
6 別紙委託契約約款に付加する条項	
7 担保期間（第13条）	

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年5月△日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長

印

乙

印